

◎政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（会社等の寄附等の禁止）</p> <p>第二十一条 会社、労働組合（労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条に規定する労働組合をいう。第三項及び第二十二條の六の三において同じ。）、職員団体（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八條の二又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条に規定する職員団体をいう。第三項及び第二十二條の六の三において同じ。）その他の団体は、政治活動に関する寄附又は政治資金パーティーの対価の支払をしてはならない。</p> <p>2 前項の規定は、政治団体がする寄附及び政治資金パーティーの対価の支払については、適用しない。</p> <p>3 何人も、会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除く。）に対して、政治活動に関する寄附又は政治資金パーティーの対価の支払をすることを勧誘し又は要求してはならない。</p> <p>（削る）</p>	<p>（会社等の寄附の制限）</p> <p>第二十一条 会社、労働組合（労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条に規定する労働組合をいう。第三項並びに第二十一条の三第一項及び第二項において同じ。）、職員団体（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八條の二又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条に規定する職員団体をいう。第三項並びに第二十一条の三第一項及び第二項において同じ。）その他の団体は、政党及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をしてはならない。</p> <p>2 前項の規定は、政治団体がする寄附については、適用しない。</p> <p>3 何人も、会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除く。）に対して、政治活動に関する寄附（政党及び政治資金団体に対するものを除く。）をすることを勧誘し、又は要求してはならない。</p> <p>4 第一項及び前項の規定の適用については、政党の支部で、一以上の市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その区又は総合区の区域）又は公職選挙法第十二條に規定</p>

(寄附の総額の制限)

第二十一条の三 個人^のする政治活動に関する寄附は、各年中において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超えることができない。

- 一 政党及び政治資金団体^に対してする寄附 二千万円
- 二 政党及び政治資金団体^{以外}の者^に対してする寄附 千万円

する選挙区の区域を単位として設けられる支部以外のものは、政党及び政治資金団体^{以外}のそれぞれの政治団体とみなす。

(寄附の総額の制限)

第二十一条の三 政党及び政治資金団体^に対してされる政治活動に関する寄附は、各年中において、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えることができない。

- 一 個人^のする寄附 二千万円
- 二 会社^のする寄附

次の表の上欄に掲げる会社の資本金の額又は出資の金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額

五十億円以上	三千万円
十億円以上五十億円未満	千五百万円
十億円未満	七百五十万円

三 労働組合又は職員団体の構成員(次項において「組合員等」という。)の数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額

十万人以上	三千万円
五万人以上十万人	千五百万円

(削る)

四 前二号の団体以外の団体（政治団体を除く。）
 次の上欄に掲げる団体の前年における年間の経費の額の区分に応じ、
 それぞれ同表の下欄に掲げる額のする寄附

未満	
五万人未満	七百五十万円
六千万円以上	三千万円
二千万円以上六千万円未満	千五百万円
二千万円未満	七百五十万円

2| 資本金の額若しくは出資の金額が百億円以上の会社、組合員等の数が十五万人以上の労働組合若しくは職員団体又は前年における年間の経費の額が八千万円以上の前項第四号の団体については、同項第二号から第四号までに掲げる額は、三千万円に、それぞれ資本金の額若しくは出資の金額が五十億円を超える金額五十億円ごと、組合員等の数が十万人を超える数五万人ごと、又は前年における年間の経費の額が六千万円を超える金額二千万円ごとに五百万円（その合計額が三千万円に達した後においては、三百万円）を加算した金額（その加算する金額の合計額が七千万円を超える場合には、七千万円を加算した金額）として、同項の規定を適用する。

(削る)

3| 個人のする政治活動に関する寄附で政党及び政治資金団体以外

2| 前項の規定は、特定寄附及び遺贈によつてする寄附については、適用しない。

3| 政党及び政治資金団体以外の政治団体のする政治活動に関する寄附は、各年中において、六千万円を超えることができない。

4| 前項の規定は、二以上の国会議員関係政治団体（第十九条の七第一項に規定する国会議員関係政治団体をいい、同項第三号に係る国会議員関係政治団体を除く。以下この項において同じ。）であつて、これらの国会議員関係政治団体に係る公職の候補者（同項第一号に係る国会議員関係政治団体の代表者である公職の候補者又は同項第二号に係る国会議員関係政治団体が第六条第一項若しくは第七条第一項の規定により届け出た同号の公職の候補者をいう。）が同一の者であるもの間における寄附については、適用しない。

(削る)

(同一の者に対する寄附の制限)

第二十二條 政党及び政治資金団体以外の政治団体のする政治活動

の者に対してされるものは、各年中において、千万円を超えることができない。

4| 第一項及び前項の規定は、特定寄附及び遺贈によつてする寄附については、適用しない。

(新設)

(新設)

5| 第一項第二号に規定する資本金の額又は出資の金額、同項第三号に規定する組合員等の数及び同項第四号に規定する年間の経費の額の計算その他同項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

(同一の者に対する寄附の制限)

第二十二條 政党及び政治資金団体以外の政治団体のする政治活動

に關する寄附は、各年中において、同一の政治団体に対しては、二千万円を超えることができない。ただし、前条第四項に規定する寄附については、この限りでない。

2・3 (略)

(量的制限等に違反する寄附等の受領の禁止)

第二十二條の二 何人も、第二十一條第一項、第二十一條の二、第二十一條の三第一項若しくは第三項又は前條第一項若しくは第二項の規定のいずれかに違反してされる寄附又は政治資金パーティーの対価の支払を受けてはならない。

(政治資金団体に係る寄附の方法の制限)

第二十二條の六の二 (略)

(雇用關係の不当利用等による寄附等の制限)

第二十二條の六の三 会社、労働組合、職員団体その他の団体は、その役員又は構成員に対し、雇用その他の關係若しくは組織の影響力を不当に利用して、又は政治団体の会費の額に相当する額の金銭を支払うことを約束して、政治団体の構成員となることを勧誘し、かつ、当該政治団体をして、政治活動に關する寄附又は政治資金パーティーの対価の支払をさせてはならない。

に關する寄附は、各年中において、政党及び政治資金団体以外の同一の政治団体に対しては、五千万円を超えることができない。

2・3 (同上)

(量的制限等に違反する寄附の受領の禁止)

第二十二條の二 何人も、第二十一條第一項、第二十一條の二、第二十一條の三第一項及び第二項若しくは第三項又は前條第一項若しくは第二項の規定のいずれかに違反してされる寄附を受けてはならない。

(政治資金団体に係る寄附の方法の制限)

第二十二條の六の二 (同上)

(新設)

<p>第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者（団体にあつては、その役員又は構成員として当該各号に定める行為をした者）は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第二十一条第一項、第二十一条の二、第二十一条の三第一項若しくは第三項又は第二十二条第一項若しくは第二項の規定に違反して寄附又は対価の支払をした者</p> <p>二 第二十一条第三項の規定に違反して寄附又は対価の支払をすることを勧誘し又は要求した者</p> <p>三 第二十二条の二の規定に違反して寄附又は対価の支払を受けた者</p> <p>（事務の区分）</p> <p>第三十三条の二 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者（団体にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者）は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第二十一条第一項、第二十一条の二、第二十一条の三第一項及び第二項若しくは第三項又は第二十二条第一項若しくは第二項の規定に違反して寄附をした者</p> <p>二 第二十一条第三項の規定に違反して寄附をすることを勧誘し、又は要求した者</p> <p>三 第二十二条の二の規定に違反して寄附を受けた者</p> <p>（事務の区分）</p> <p>第三十三条の二 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p> <p>一 三 （同上）</p> <p>2 （同上）</p>
<p>（事務の区分）</p> <p>第三十三条の二 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p> <p>一 三 （同上）</p> <p>2 （同上）</p>	<p>（事務の区分）</p> <p>第三十三条の二 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p> <p>一 三 （同上）</p> <p>2 （同上）</p>

○租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除）

（政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除）

第四十一条の十八 個人が、政治資金規正法の一部を改正する法律（平成六年法律第四号）の施行の日から令和十一年十二月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第四条第四項に規定する政治活動に関する寄附（同法の規定に違反することとなるもの、その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び公職の候補者（同法第三条第四項に規定する公職の候補者をいう。）が特定政党支部（同条第二項に規定する政党の支部で公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうちその代表者が当該公職の候補者であるものをいう。）に対してするものを除く。次項において「政治活動に関する寄附」という。）をした場合には、当該寄附に係る支出金のうち、次に掲げる団体に対するもの（第一号若しくは第二号に掲げる団体又は第三号若しくは第四号に掲げる団体のうち政治資金規正法第十九条第二項に規定する資金管理団体（次項において単に「資金管理団体」という。）であるもの）に対する寄附に係る支出金にあつては、当該支出金を

第四十一条の十八 個人が、政治資金規正法の一部を改正する法律（平成六年法律第四号）の施行の日から令和十一年十二月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第四条第四項に規定する政治活動に関する寄附（同法の規定に違反することとなるもの、その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び公職の候補者（同法第三条第四項に規定する公職の候補者をいう。）が特定政党支部（同条第二項に規定する政党の支部で公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうちその代表者が当該公職の候補者であるものをいう。）に対してするものを除く。次項において「政治活動に関する寄附」という。）をした場合には、当該寄附に係る支出金のうち、次に掲げる団体に対するもの（第一号又は第二号に掲げる団体）に対する寄附に係る支出金にあつては、当該支出金を支出した年分の所得税につき次項の規定の適用を受ける場合には当該支出金を除き、第四号口に掲げる団体に対する寄附に係る支出金にあつては、その団体が推薦

支出した年分の所得税につき次項の規定の適用を受ける場合には当該支出金を除き、同号ロに掲げる団体に対する寄附に係る支出金にあつては、その団体が推薦し、又は支持する者が、公職選挙法第八十六条から第八十六条の四までの規定により同号ロの候補者として届出のあつた日の属する年及びその前年中にされたものに限る。)で政治資金規正法第十二条又は第十七条の規定による報告書により報告されたもの及び同号イに規定する公職の候補者として公職選挙法第八十六条、第八十六条の三又は第八十六条の四の規定により届出のあつた者に対し当該公職に係る選挙運動に関してされたもので同法第八十九条の規定による報告書により報告されたものは、所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金とみなして、同法の規定を適用する。

- 一 政治資金規正法第三条第二項に規定する政党
- 二 政治資金規正法第五条第一項第二号に掲げる政治資金団体
- 三 政治資金規正法第三条第一項第一号に掲げる団体で、衆議院議員若しくは参議院議員が主宰するもの又はその主要な構成員が衆議院議員若しくは参議院議員であるもの(同法第五条第一項第一号に掲げる団体を含む。)
- 四 政治資金規正法第三条第一項第二号に掲げる団体のうち次に掲げるもの

イ 衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員、都道府県

し、又は支持する者が、公職選挙法第八十六条から第八十六条の四までの規定により同号ロの候補者として届出のあつた日の属する年及びその前年中にされたものに限る。)で政治資金規正法第十二条又は第十七条の規定による報告書により報告されたもの及び同号イに規定する公職の候補者として公職選挙法第八十六条、第八十六条の三又は第八十六条の四の規定により届出のあつた者に対し当該公職に係る選挙運動に関してされたもので同法第八十九条の規定による報告書により報告されたものは、所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金とみなして、同法の規定を適用する。

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)
- 四 (同上)

知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の議会の議員若しくは市長の職（ロにおいて「公職」という。）にある者を推薦し、又は支持することを本来の目的とするもの

ロ 特定の公職の候補者（公職選挙法第八十六条から第八十六条の四までの規定による届出により公職の候補者となつた者をいう。）又は当該公職の候補者とならうとする者を推薦し、又は支持することを本来の目的とするもの（イに掲げるものを除く。）

2 個人が指定期間内に支出した前項第一号若しくは第二号に掲げる団体又は同項第三号若しくは第四号に掲げる団体のうち資金管理団体であるものに対する政治活動に関する寄附に係る支出金で、政治資金規正法第十二条又は第十七条の規定による報告書により報告されたもの（以下この項において「政党等に対する寄附金」という。）については、その年中に支出した当該政党等に対する寄附金の額の合計額（当該合計額にその年中に支出した特定寄附金等の金額（所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金の額及び同条第三項の規定又は前項の規定により当該特定寄附金とみなされたもの）の額並びに次条第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金の額並びに第四十一条の十八の四第一項に規定する控除対象特定新規株式の取得に要した金額として同項に規定

2 個人が指定期間内に支出した前項第一号又は第二号に掲げる団体に対する政治活動に関する寄附に係る支出金で、政治資金規正法第十二条又は第十七条の規定による報告書により報告されたもの（以下この項において「政党等に対する寄附金」という。）については、その年中に支出した当該政党等に対する寄附金の額の合計額（当該合計額にその年中に支出した特定寄附金等の金額（所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金の額及び同条第三項の規定又は前項の規定により当該特定寄附金とみなされたもの）の額並びに次条第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金の額並びに第四十一条の十八の四第一項に規定する控除対象特定新規株式の取得に要した金額として同項に規定する政令で定める金額の合計額をいう。以下この項において同じ。）を加算した金額

する政令で定める金額の合計額をいう。以下この項において同じ。)を加算した金額が、当該個人はその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の四十に相当する金額を超える場合には、当該百分の四十に相当する金額から当該特定寄附金等の金額を控除した残額。以下この項において同じ。)が二千元(その年中に支出した当該特定寄附金等の金額がある場合には、二千元から当該特定寄附金等の金額を控除した残額。以下この項において「特定控除額」という。)を超える場合には、その年分の所得税の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を控除する。この場合において、当該控除する金額が、当該個人はその年分の所得税の額の百分の二十五に相当する金額(当該金額が一万円から特定控除額を控除した金額を超える場合には、当該控除して得た金額。以下この項において同じ。)を超えるときは、当該控除する金額は、当該百分の二十五に相当する金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を限度とする。

- 一 その年中に支出した政党等に対する寄附金の額の合計額が一万円以下である場合 当該政党等に対する寄附金の額の合計額から特定控除額を控除した金額
- 二 その年中に支出した政党等に対する寄附金の額の合計額が一

が、当該個人はその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の四十に相当する金額を超える場合には、当該百分の四十に相当する金額から当該特定寄附金等の金額を控除した残額)が二千元(その年中に支出した当該特定寄附金等の金額がある場合には、二千元から当該特定寄附金等の金額を控除した残額)を超える場合には、その年分の所得税の額から、その超える金額の百分の三十に相当する金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を控除する。この場合において、当該控除する金額が、当該個人はその年分の所得税の額の百分の二十五に相当する金額を超えるときは、当該控除する金額は、当該百分の二十五に相当する金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を限度とする。

(新設)

(新設)

<p>万円を超え五万円以下である場合 次に掲げる金額の合計額</p> <p>イ 一万円から特定控除額を控除した金額</p> <p>ロ 当該政党等に対する寄附金の額の合計額から一万円を控除した金額の百分の五十に相当する金額</p> <p>三 その年中に支出した政党等に対する寄附金の額の合計額が五万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額</p> <p>イ 三万円から特定控除額を控除した金額</p> <p>ロ 当該政党等に対する寄附金の額の合計額から五万円を控除した金額の百分の三十に相当する金額</p> <p>3 3 6 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>3 3 6 (同上)</p>
--	---